

◎新潟県告示第34号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第18条第1項の規定により、公益社団法人新潟県農林公社から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、告示日から2週間、次の場所において縦覧に供する。

平成28年1月8日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
村上市	1者	潟端江端551番ほか1筆 0.3ha
関川村	5者	小和田41番1ほか103筆 9.0ha
新発田市	7者	飯島花ノ巻767番ほか92筆 8.1ha
新潟市	248者	北区新鼻福島潟乙26番110ほか4,139筆 434.0ha
五泉市	1者	丸田金子880番5ほか19筆 1.0ha
三条市	12者	袋宮下493番ほか139筆 12.2ha
燕市	3者	関崎才取面734番地ほか28筆 2.7ha
弥彦村	6者	麓堤上66番1ほか311筆 61.0ha
出雲崎町	5者	稲川南沢1756番1ほか123筆 3.5ha
魚沼市	16者	根小屋下夕島18番1ほか73筆 7.4ha
十日町市	13者	仁田3641番ほか233筆 35.6ha
上越市	82者	稲大屋敷341番ほか1,831筆 223.8ha
妙高市	2者	上中向河原746番4ほか8筆 0.9ha
佐渡市	17者	北狄917番1ほか121筆 16.3ha
合計	418者	7,235筆 815.9ha

2 申請年月日

平成27年12月22日

3 縦覧の場所

新潟県農林水産部地域農政推進課
 新潟県村上地域振興局農林振興部企画振興課
 新潟県新発田地域振興局農業振興部農業企画課
 新潟県新潟地域振興局農林振興部農業企画課
 新潟県新潟地域振興局新津農業振興部企画振興課
 新潟県新潟地域振興局巻農業振興部企画振興課
 新潟県三条地域振興局農業振興部企画振興課
 新潟県長岡地域振興局農林振興部農業企画課
 新潟県魚沼地域振興局農業振興部企画振興課
 新潟県十日町地域振興局農業振興部企画振興課
 新潟県上越地域振興局農林振興部農業企画課
 新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部農業企画課

4 意見書の提出

法第18条第3項の規定による意見書の提出に当たっては、縦覧場所に備え付けの「農用地利用配分計画に対する意見書の提出について」によること。